

西宮市会計年度任用職員の給与等を定める要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市の会計年度任用職員の給与等に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、西宮市会計年度任用職員の給与等に関する条例（平成31年西宮市条例第18号）及び西宮市会計年度任用職員の給与等に関する条例施行規則（平成31年西宮市規則第84号）の例による。

(給料及び報酬)

第3条 会計年度任用職員の給料及び報酬は、A職員については、別表第1に定める月額を基本とし、B職員については、別表第2に定める日額を基本とする。

(雑則)

第4条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、任命権者が別に定める。

別表第1（第3条関係）

職務の級	標準的な職務	月額(※)
1級	定型的・軽易な業務	163,400円
2級	専門的知識・経験を要する業務	173,000円
3級	相当高度の専門的知識・経験を要する業務	182,600円
4級	高度の専門的知識・経験を要する業務	192,300円
5級	特に高度の専門的知識・経験を要する業務	201,700円
6級	極めて高度の専門的知識・経験を要する業務	219,700円
7級	その他	別に定める

(※) 週勤務時間が30時間の場合の額。週勤務時間が30時間以外の場合は、当該週勤務時間により比例計算して得た額（100円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）。

別表第2（第3条関係）

職種	日額(※)	職種	日額(※)
事務	8, 110円	作業療法士	17, 590円
電話交換手	8, 180円	言語聴覚士	15, 110円
衛生作業員	11, 140円	精神保健福祉士	11, 270円
保育士	9, 580円	准看護師	10, 140円
保育補助	9, 090円	看護師	11, 510円
調理員	8, 330円	保健師	11, 850円
自動車運転手	10, 870円	栄養士	9, 170円
臨床検査技師	11, 510円	薬剤師	11, 850円

(※) 一日の勤務時間が7時間45分の場合の額。一日の勤務時間が7時間45分以外の場合は、当該勤務時間により比例計算して得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。ただし、別表第2の規定は令和6年4月1日から適用する。